守口市中学校給食実施方針

平成24年9月

守口市教育委員会

目 次

中学校給食実施方針策定にあたっ	て	•	•	•	•	•	P. 2
1. 実施方式	•	•	•	•	•	•	P. 4
2. 実施時期	•	•	•	•	•	•	P. 4
3. 喫食方式等	•	•	•	•	•	•	P. 4
4. 献立・調理等	•	•	•	•	•	•	P. 4
5. 事業者の選定等	•	•	•	•	•	•	P. 5

成長期の子どもたちにとって、健全な食生活は健康な心身を育むためには欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすことは明らかです。 また、子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためには、何より食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう「食育」を推進することが重要な課題となっています。

このような中、平成17年7月、国民の食育推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため「食育基本法」が施行され、平成18年3月、同法に基づいて定めた「食育推進基本計画」においては、学校による食育推進の取組として、指導体制の充実と学校給食の充実を掲げています。

平成21年4月には「学校給食法」が改正され、学校給食は単なる栄養補給のための食事という意味にとどまらず、学校教育の一環であると明確に位置づけられ、学校給食実施者は、学校給食を活用した食育の推進と栄養管理の徹底を求められています。

本市では、昭和50年から中学校給食導入に向け「中学校給食実施検討委員会」で検討を重ね、結果、本市の財政事情、敷地、施設面から給食実施は困難であるものの、新たに中学校食堂として、昭和53年9月から昭和56年3月にかけて、全中学校に設置されました。しかしながら、開設より10数年経過の間に、生徒数の減少や学校周辺のコンビニエンスストアの増設等により食堂利用者が激減し、委託業者の撤退が相次ぎ、現在は食堂営業校4校、弁当及びパン販売校5校となっています。

このような経緯を経て、本市の中学校にとってどのような中学校給食がふさわしいのか検討を行うため、平成23年11月、「守口市立中学校給食懇話会」が設置され、本市の中学生にとって望ましい給食について、保護者や学校関係者等の方々から多くの意見を徴し、検討結果をとりまとめた懇話会としての報告書を受けました。

さらに、平成24年5月には、本市中学校にとってふさわしい中学校給食の在り方及び実施方法等について、具体的な検討を行うため「守口市立中学校給食導入検討員会」が設置され、児童・生徒、保護者からのアンケート結果をも含め、種々意見交換を重ねた結果、検討委員会としての報告を受けました。

この度、その結果報告を踏まえ、教育委員会において、種々議論を行い「守口市中学校給食実施方針」をここに策定いたしました。

1. 実施方式

給食方式は民間調理場を活用したデリバリー方式とし、併せて既存の食堂調理 施設を有効利用した方式とします。

2. 実施時期

平成26年1月(平成25年度3学期)から順次実施します。

3. 喫食方式等

- (i) 家庭からの弁当等と給食を選択することのできる選択制とします。
- (ii) 喫食場所については、原則として、食堂施設を活用したランチルームとします。

なお、ランチルームには、エアコンの設置、必要備品等の整備を行います。

- (iii) 給食の提供日数は、年間 170 日程度とします。
- (iv) 給食費は、給食に伴う材料費相当分とし、調理・配送・再加熱に必要な費用は、公費負担とします。
- (v) 給食費(保護者負担)は300円から350円の範囲で設定します。
- (vi) 給食費の徴収方法については、他市でも導入されている「給食費徴収システム」を活用し、事前に保護者が、直接コンビニ等で納付する方法とします。

4. 献立·調理等

中学生に必要なバランスの取れた献立を事業者と市が協力して作成します。

安全な給食食材を使用し、委託業者の調理場で調理し、中学校へ配送し、再加熱等を行い、個々の生徒に配膳をします。既存の中学校食堂を再整備した快適なランチルームでの給食になり、一定昼食後の休憩時間は担保できることとなります。

5. 事業者の選定等

- (i)食中毒等事故に対するリスクを分散させるために複数の事業者を選定し、 事故があった場合にカバーできる規模の事業者を選定します。
- (ii)事業者の選定方法は、一般競争入札による選定方式 (平成 25 年度に事業者を決定します。) により事業者を選定します。
- (iii)契約締結方法については、債務負担を行い、複数年の契約を締結する予定です。
- (iv)委託業者の選定基準については、現在、小学校において運用している「守 口市立学校給食調理業務に係る条件付き一般競争入札制度に関する要綱」 を準用します。